

仕 様 書

1 委託業務名

次期あいち経済労働ビジョンの策定に向けた経済産業・雇用労働に関する調査・分析及び将来予測委託業務

2 調査の目的

2020年12月に策定した「あいち経済労働ビジョン 2021-2025（以下「現行ビジョン」という。）」の期間が、2025年度に終期を迎える。本調査は、2026年度から2030年度を期間とする「次期あいち経済労働ビジョン（以下「次期ビジョン」という。）」を策定する際の基礎資料として活用するため、本県経済産業・雇用労働の現状や本県をとりまく社会経済情勢等を把握し、分析した上で、今後、本県の経済産業・雇用労働に見込まれる影響や事象について将来予測するものである。なお、本調査の結果は、県経済労働部門の各課において2025年度当初予算要求や2026年度当初予算要求のエビデンスとしても活用することを想定している。

3 委託契約期間

契約締結の日から2025年3月19日（水）まで

4 業務の実施体制

委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、進捗状況を随時報告するとともに、調査の内容等を県と調整するなど、県とコミュニケーションをとりながら、委託業務を進めること。

5 委託業務内容

本調査では、各種データや最新の国内外の経済動向などから、本県経済産業・雇用労働の現状分析と将来予測を行う。

- (1) 本県の経済産業・雇用労働の特徴（強み・弱み）の調査・分析
 - ・本県の経済産業・雇用労働に係る情報（統計データなど）の収集・分析
- (2) 本県をとりまく国内外の社会経済情勢の調査・分析
 - ・本県経済産業・雇用労働に影響のある国内外の規制や法令
 - ・国内外の政府の政策・施策・戦略や主要企業、経済産業・雇用労働の動向及びその理由や要因
 - ・将来の経済産業・雇用労働に関する定量的な予測データ
- (3) 2026年以降の本県経済産業・雇用労働に見込まれる影響や事象の将来予測
 - ・調査・分析した情報をもとに、可能な限り定量的なデータを用いて、次期ビジョンを策定するために有用な将来予測を立てること。
 - ・本県経済が受ける影響の全体像とその要因・背景や個別産業が受ける影響の概要をまとめた上で、その中でも大きな影響を受ける産業については、詳細の分析を行うこと。
 - ・特に、次の点については詳細の分析を実施すること
 - 脱炭素化、CASE、MaaSの進展を始めとする自動車産業の構造転換による影響については、自動車産業のどの部分に、どのような影響がどの程度生じるのか、県内の他産業との相関関係からどのような産業に、どのような影響がどの程度どういった形で波及していくのか、県内経済全体にどのような影響

が生じるかについて

- 人手不足による影響については、どのような産業にどの程度の影響があるのか、県内の雇用労働全体へどのような影響を生じさせるのかについて

(4) 本県の経済産業・雇用労働に関する実態調査

県内事業者及び従業員等に対して、本調査内容を補強するため、本県の経済産業・雇用労働の実態を把握する調査を実施すること。

- ・経営課題や雇用者の過不足状況を始めとして、統計データや本調査の過程で把握できない事業者及び従業員等の情報を入手する目的で実施すること。
- ・手法やターゲット層、その内容については、県と調整の上、決定すること。

(実態調査の例) ※手法や数量を限定するものではない。

ア 企業アンケート調査

- ・対象事業者数：2,000社程度
- ・調査対象：県内の業種・規模割合を考慮すること。

イ 従業員アンケート調査

- ・対象従事員数：2,000人程度
- ・調査対象：正規、派遣及び有期契約の従業員
※郵送やオンライン等の手法は問わない。
※調査対象・項目の詳細は、県と調整の上、確定すること。
※統計法の規定に基づき国に届出が必要となるので、県と協議が滞りなく終了する作業スケジュールとすること。

(5) 国内外の経済産業・雇用労働に精通した有識者へのヒアリング調査

- ・対象者は、研究者、エコノミスト、本県の主要企業関係者を始めとした経済産業・雇用労働分野の有識者20名以上とし、海外の有識者は2名以上とすること。
- ・方法は、国内有識者に対しては、可能な限り対面で行うこと。ただし、対象者が遠方の場合や、対象者の要望によっては、オンラインによる実施も可とする。なお、国外に在住する対象者は、オンラインによる実施とする。
- ・ヒアリングには、県職員が同席するため、日本語対応ができない有識者の場合は、必要に応じて通訳を用意すること。
- ・1回あたりの時間は、1人あたり少なくとも30分以上（逐次通訳の場合は、1時間以上）とすること。
- ・ヒアリングは、上記(1)～(4)の調査・分析や将来予測において効果的なタイミングで実施すること。
- ・ヒアリングの対象とする有識者、ヒアリング項目、内容及びヒアリング日程は、県と調整の上、決定すること。
- ・ヒアリングに際しては、有識者に対して県職員からも必要に応じて質問等を行うことがある。

(6) 次期ビジョン策定委員会への協力

- ・契約期間中に、本県主催で次期ビジョン策定に係る策定委員会を開催し、本委託の調査結果などを報告する予定であるため、県が行う資料作成に協力するとともに、会議へオブザーバーとして委員会に出席すること。
※委員会は、2024年10月頃及び2025年3月頃の2回を予定
- ・策定委員会において、調査結果などに関する質問が出た場合は、その回答に協力すること。

(7) その他

- ・上記以外に、本調査にとって有効と思われる取組があれば、委託金額の範囲内で積極的に提案すること。

6 中間報告

次期ビジョンの策定委員会の資料や県産業労働部門各課の予算要求の根拠資料とするため、中間報告を2回行うこと。

(1) 第1回

- ・提出期限：7月末
- ・内容：少なくとも5（1）及び（2）の内容を含むこと。

(2) 第2回

- ・提出期限：10月末
- ・内容：第1回の内容に加え、5（3）及び（5）の内容を含むこと。

(3) 提出方法

- ・機械判読可能なファイル形式※により、各提出期限までに提出すること。

(4) 注意点

- ・各回ともに、指定された項目の調査が全て完了している必要はないが、提出内容については、県と調整すること。

※機械判読可能なファイル形式

コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編集等）できること。例えば、HTML, txt, csv, xhtml, epub, gml, kml, png等のほか、Word, Excel, Powerpoint等のデータが該当する（スキャンデータのようなものは該当しない）。

7 最終報告

納入物は以下のとおりとする。

(1) 報告書

- ・PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- ・報告書は、グラフや表の活用により視覚的にも見やすく、分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- ・最終報告に当たっては、別途指示する日までに原稿案を県に提出し、その内容について十分調整すること。

(2) 調査で得られた元データ

- ・機械判読可能な形式のファイルで納入すること。
- ・特に、図表・グラフ等に係るデータはEXCEL形式等により納入すること。

(3) 公表用の報告書

- ・本調査結果内容は、対外的に公表することがあるため、非公開とするべき部分を上記（1）及び（2）から削除した、機械判読可能な形式のファイルを納入すること。

(4) その他、本県が指示したもの

(5) 提出方法

- ・上記（1）から（4）を保存したCD-R等の電子媒体を1部提出
- ・（1）の報告書は、カラー印刷したものも5部提出

(6) 提出場所

- ・愛知県経済産業局産業部産業政策課

8 事業実施における留意事項

(1) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し、解決すること。

(2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(3) 上記5及び6における成果品の知的財産権は、原則として県に帰属することと

し、県以外の第三者の知的財産権が関与する内容を、成果品に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得、出典を明記し、当該権利保有者に二次利用等の了承を得ること。ただし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、Excel様式のファイルに当該箇所を記載して提出すること。なお、これを怠ったことにより、知的財産権の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (4) 受託者は、本業務により知り得た資料及び事項を、県の許可なく他に利用若しくは漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (6) 本件に関して、疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて県と受託者とが協議すること。